

企業等の取組状況（社会福祉法人あすなろ会）

| 項 目 | 取 組 状 況 |
|--|---|
| 子育て支援・女性若者支援・健康応援等の主な取組項目 ① ユニークな取組（独自性等） | <p>職場環境及び業務意欲向上への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の活性化及び職員同士のコミュニケーション向上の推進 法人内に各種の部会（施設長部会・施設連携推進部長会、魅力発信部会、地域貢献部会、ワーク・ライフ・バランス部会、災害対応部会、苦情対応部会、いきいき部会）を設け、施設内だけでなく、各施設間で交流しやすい体制の推進を図っている。特にいきいき部会主催のミニ運動会・ボーリング大会・ビアガーデン・リフレッシュヨガ・スリッパ卓球大会等の企画は、年齢問わず、多くの職員が楽しく参加している。 ・働き方改革の推進 法人内部会制度「ワーク・ライフ・バランス部会」にて現場レベルから働き方の意識改革を図る。「仕事と生活の調和」「働きやすさ」「休暇取得(有給休暇含む)」「休憩の取り方」等 ・いきいきプライベートレンタル 各種の物品を「レンタル」することで、いきいきとしたプライベートの獲得を目的として実施。(例：テントをはじめとするアウトドア用品一式、マンガ、ゴルフセット等) ・女性活躍推進～女性専用休憩室 EZ DOME HOUSE～の整備 当法人の女性職員が安心して休息・休暇を取得して、いきいきと働き続けることができるよう女性専用休憩室を整備。 ・接遇グランプリの実施【継続】 法人内各施設において、接遇グランプリを実施。各施設3位以内の職員には、接遇賞の支給や翌年度の昇給等人事考課に反映。 |
| | <p>キャリア形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得に要する諸経費への一部助成及び資格取得手当の支給 当法人職員の自発的な研修参加の希望を評価の上、研修参加を承認し、受講等に要する経費の一部を助成する。また、資格取得の際には資格取得手当を支給する。 <p>人材確保・育成・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用の促進及び雇用延長 高齢者活躍の推進（就業規則への段階的な雇用延長の明記） 60歳→65歳→70歳→年齢問わず能力に応じて延長可能。 ・外国籍人材の採用 ・人材確保応援手当 法人が必要とする専門職員を法人に紹介し採用された場合に人材確保応援手当分として、紹介者と紹介された方両者ともに手当を支給する。 ・地域福祉人材の育成（魅力発信活動） 子ども参観日の実施や、中学校・高校・短大・専門学校等の体験学習や現場実習の積極的受け入れの実施。また、法人職員の人材育成に関する研修の講師派遣。 ・採用ブランディングへの取り組み |

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| | | <p>SNS での情報発信、ブランディングポスターの作成、ホームページのリニューアル、人材確保を目的とした動画作成、法人パンフレット及び採用パンフレット (ASUNARO WORLD) の作成</p> <p>子育て支援・女性若者支援 (ワーク・ライフ・バランスの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み方改革としての様々な休暇の導入【点線部新規】 特別休暇 (有給休暇) として、リフレッシュ休暇、バースデー休暇、メンタルヘルス休暇、LGBTQ 配慮休暇、不妊治療休暇、ボランティア活動休暇、孫誕生休暇 (子 (子の配偶者を含む) が出産した時)、育児参加奨励休暇 (子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出等)、<u>育児目的休暇 (時間単位取得可)</u>、<u>育児パパ休暇 (時間単位取得可)</u>、また、生理日の就業が困難なときにおける休暇等も整備。 ・認可保育所保育料応援手当の導入 0・1・2 歳児クラスの子どもを認可保育所に預けている職員に対する保育料の応援手当を支給する。 ・健康応援手当の導入【R7. 4. 1 より新規】 自宅から事業所までの距離に関わらず、基本的に自宅から徒歩及び自転車で通勤する職員に対して、健康応援手当を支給する。 ・ワークエンゲージメント向上に関する規程の整備【R7. 4. 1 より新規】 法人として従業員のワークエンゲージメント (従業員が仕事に対してポジティブな感情を持ち、充実している状態) の向上に取り組むことで、離職率の低下や生産性の向上等の効果を期待する。具体的には、ワークエンゲージメント向上の取り組みに対する経費を法人が一部負担する。 <p>心身の健康づくりサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人あすなる会たばこ対策宣言 「未成年者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」、「禁煙サポート」「普及啓発」等を宣言し、たばこ対策に取り組む。 ・健康づくりに向けての各種取り組み 日々の体操やダンス、スポーツレクの開催、会議前ストレッチとスタンディングミーティング、徒歩通勤の推奨 |
| ② | <p>チャレンジ精神のある取組 (法定を上回る制度等)</p> | <p>両立支援の取組</p> <p>< 育児休業関係 > 子の看護休暇の日数 小学校就学の始期に達するまでの子・当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 6 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 11 日まで子の看護休暇を取得可能。</p> <p>< 仕事と介護の両立に関する取組 > 介護休業の日数 要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、対象家族 1 人につき、通算して 100 日まで介護休暇を取得可能。</p> |